

工事監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により工事監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を提出する。

令和元年 10 月 28 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 佐藤 昌 昭

記

第 1. 監査の概要

1. 監査の対象 社会資本整備総合交付金事業
市道駅西中央線道路改良工事（第 1 工区）
2. 監査の実施日 令和元年 9 月 2 日（月）～令和元年 10 月 28 日（月）
3. 監査の方法 この監査にあたっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラムと工事監査に係る技術調査業務契約を締結し、関係書類の事前提出、審査を受けるとともに、令和元年 9 月 24 日（火）に関係職員から説明聴取並びに現場の視察等を行った。

第 2. 監査の結果

特定非営利活動法人 地域と行政を支える技術フォーラムから「工事監査に伴う技術調査報告書」の提出があったので、これに基づき、工事現場視察の際の関係職員の説明及び関連資料の閲覧等の結果も合わせ、総合的に検討を行った。その結果、細部においては、留意すべき点はみられたものの、特に指摘すべき事項はなく、おおむね適正に執行されているものと認められた。